

「伊東市散骨場等の経営の許可等に関する条例」(案)に関するパブリックコメントに対する市の回答
(伊東市ホームページに公表されたものを転載)

*意見提出者は森篤(伊東市宇佐美)

*本紙面の関係で、【理由等】を同一欄に掲載した。

*表が見易いように、適宜区分線を引き、若干回答の順序を入れ替えた。

市が公表した条例(案) (平成 27 年 10 月 15 日)		市に提出した意見 (平成 27 年 11 月 11 日)	市の応募意見に対する回答(市ホームページ上の掲載) (平成 27 年 11 月 26 日)	
項目	記載内容	記載内容	応募者の意見内容の記載	回 答
*総論		<p>「条例(案)」の具体的な内容について記述した上で、市民に示し意見を聞くべきだと思います。</p> <p>【理由等】 「条例(案)」となっておりますが、条例の「構成(案)」が記述されているのみで、内容の具体的な記述がありません。 条例は、その構成も大事には違いありませんが、条文そのものが最も大事であることはいうまでもありません。具体的に各条で何と言うか、ど</p>	<p>「条例(案)」の具体的な内容について記述した上で、市民に示し意見を聞くべきだと思います。</p>	<p>・本条例を制定するに当たり、基本的な考え方として制定の趣旨や概要をよりわかりやすく説明したもので大筋は理解していただける内容となっているものと理解しています。</p>

んな言葉を使うのか、どんな言い回しをするのかによって、条例そのものの性格が大きく変わってくる場合があります。示された「条例（案）」では、そのところがほとんど理解できません。これでは、特に本条例に係る事項の専門家というわけではない市民は意見が言いづらいのではないのでしょうか。

「条例（案）」について市民の意見を聞きたいと言うのであれば、市民が意見を言いやすい工夫が必要だと思います。具体の「条例（案）」を示し、かつ、その逐条解説の資料も添付すべきではないでしょうか。

次の議会に提案するので、時間がないのかもしれませんが、「条例（案）」をつくる時間を確保するためパブコメの期間を縮小するなり、次々回の議会に提案するなりの方法はあるのではないのでしょうか。意見を言いづらい内容で意見を募っても中途半端になってしまうと思います。

1 制定の趣旨	<p>本市においては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、適切な葬送ができるよう「伊東市墓地、埋葬等に関する規則」を定め、対応してまいりました。</p> <p>しかし、近年、墓地へ埋葬する方法のみならず、自然葬と呼ばれる散骨等の方法もみられるなど、葬送に対する考え方が多様化してきている状況にあるため、散骨場及び墓地に類似する施設（以下「散骨場等」という。）の経営の許可等について、一層の公衆衛生の向上、生活環境の保全及び公共の福祉の増進に寄与することを目的として条例を制定いたします。</p>			
2 条例の概要（定義）	散骨、散骨場、散骨場等について定めることとします。	海洋散骨、空中散骨、樹木葬等についても本条例の範疇であることを明示する必要がある	・海洋散骨、空中散骨、樹木葬等についても本条例の範疇であることを明示する	・個別の散骨方法を明示してありませんが、「散骨場等」という表現で散骨場及び墓地に類似する施設を包括したものです。

		<p>あると思います。</p> <p>【理由等】 「1 制定の趣旨」に、葬送に対する考え方が多様可してきているという認識がありますので、本条例の範疇に葬送の方法を包括的に捉えることができるようにしておく必要があります。</p>	<p>必要があると思います。</p>	
		<p>「事前協議」「助言」「指導」「地元住民」「地元自治会」及び「同意」の定義を明示する必要があります。</p> <p>【理由等】 いずれも定義が明確になっていないと、解釈がまちまちになる可能性が大いにあり、本条例の運用が効果的に行われなと思います。特に「地元住民」と「地元自治会」の違いについては誤解のないように定義すべきだと思います。</p>	<p>・「事前協議」「助言」「指導」「地元住民」「地元自治会」及び「同意」の定義を明示する必要があります。</p>	<p>・「事前協議」については、事前協議書の内容に関して、条例及び施行規則で定めます。</p> <p>・「助言」、「指導」、「地元住民」、「地元自治会」に関しては、齟齬が生じないよう取扱います。 なお、「助言」と「指導」は類似することから、「助言」は削除します。</p> <p>・同意に関しては、施行規則で許可申請の際に同意書の添付を定めます。</p>
(経営等の許可)	散骨場等の経営、変更又は廃止しようとする	行政の都合のよい恣意性を排除し、政策としての方向性	・行政の都合のよい恣意性を排除し、政策としての方	・許可の基準については、条例で定めます。

	<p>者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととし、許可に当たっては必要な条件を付することができることとします。</p>	<p>を明らかにしておくために、許可の基準をあらかじめ条例にうたっておくことが必要だと思います。</p> <p>【理由等】 許可条件をどうするかによって政策の方向性が決まります。散骨場等の経営を実質的にできなくしようとするのか、必ずしもそうではないのかの方向性をもつべきだと思います。</p>	<p>向性を明らかにしておくために、許可の基準をあらかじめ条例にうたっておくことが必要だと思います。</p>	
(欠格事項)	<p>散骨場等を経営する者の欠格事項を定めることとします。</p>			
(事前協議)	<p>散骨場等の経営、変更又は廃止の許可申請をする前に事前協議を義務付けし、必要な助言及び指導ができることとします。</p>	<p>「事前協議」の性格を明示しておくべきだと思います。</p> <p>【理由等】 「助言」「指導」を受ける可能性のある協議なのか、一般的な相談なのか判然としない場合も出てくるのではないかと思います。当然ですが、協議に入るには、経営者側はそれなりの準備をするでしょう</p>	<p>・「事前協議」の性格を明示しておくべきだと思います。</p>	<p>・「事前協議」については、事前協議書の内容に関して、条例及び施行規則で定めま</p>

<p>から、「事前協議」の時期、位置づけを行政と経営者側とで齟齬がおきないようにしておくべきだと思います。</p>		
<p>(経営の許可)の条において、条件を付すことができるしていますが、このことと、「助言」「指導」の区別を明確にする必要があると思います。</p> <p>【理由等】 「助言」も「指導」も全て許可するに際しての「条件」としてしまえばよいかと思いますが、わざわざ、項目を分けて記載するには、それなりの理由があるのでしょうかから、区別を明確にする必要があります。</p>	<p>・(経営の許可)の条において、条件を付すことができるしていますが、このことと、「助言」「指導」の区別を明確にする必要があると思います。</p>	<p>・事前協議においては「指導」とし、経営の許可においては「条件」とします。</p>
<p>また、「助言」「指導」は口頭ではなく、文書で行うことを明示する必要があると思います。</p> <p>【理由等】 一般論として、「助言」「指導」が口頭で行われますと、行政の不透明さにつながるこ</p>	<p>・また、「助言」「指導」は口頭ではなく、文書で行うことを明示する必要があると思います。</p>	<p>なお、「指導」は、当然のこと文書で行うこととします。</p>

		とがありますので、文書で行うようにすべきだと思います。		
(標識の設置)	散骨場等の経営の計画を周知するため、許可申請をする前に標識の設置を義務付けることとします。	<p>標識の設置が、事前協議の前なのか後なのかを明示する必要があります。</p> <p>また、標識の大きさ、記載事項、設置場所も明示する必要があります。</p> <p>【理由等】 標識の設置は、常識的には、事前協議の後、許可申請の前だと思われませんが、そのことが（案）では判然としないので、明確にしておく必要があります。</p>	<p>・標識の設置が、事前協議の前なのか後なのかを明示する必要があります。</p> <p>また、標識の大きさ、記載事項、設置場所も明示する必要があります。</p>	<p>・標識の設置場所、設置期間については、条例で定めます。また、事前協議書の様式を施行規則で定めることとし、その項目において標識の設置予定年月日の記載を義務付けており、事前協議後の標識設置が基本となります。</p> <p>・標識の大きさ、記載事項は施行規則で定めます。</p>
(事前説明会の開催)	散骨場等の経営の許可申請をする前に隣接する土地所有者、地元住民及び地元自治会に対して事前説明会を開催することとし、説明会終了後、その内容の報告義務を定めることとします。	<p>説明会の開催時期は、事前協議の後であることを明示する必要があります。</p> <p>【理由等】 説明会を開くことが大事なのではなく、何を説明し、どう理解してもらうかが大事ですから、事前協議の中でそのことをよく経営者側に理解してもらう必要があります。事</p>	<p>・説明会の開催時期は、事前協議の後であることを明示する必要があります。</p>	<p>・事前協議書の様式を施行規則で定めることとし、その項目において説明会の開催予定年月日の記載を義務付けており、事前協議後の事前説明会の開催が基本となります。</p>

<p>前協議の前に説明会を開いてしまったのでは、経営者側の恣意的な説明になってしまう場合もでてくるのが懸念されます。合わせて本条例に基づかない説明会は無効であることが明示されてることが必要だと思います。</p>		
<p>事前協議の前に地元住民等関係者との接触を禁じることを明示する必要があると思います。</p> <p>【理由等】 地元住民等が散骨場等の経営や本条例の内容がよく理解できていない状況の中で、経営者側の都合のよい説明を受けて、それで説明会をしまったということにならないようにすべきだと思います。</p>	<p>・事前協議の前に地元住民等関係者との接触を禁じることを明示する必要があると思います。</p>	<p>・事前協議の前に地元住民等関係者との接触を禁じることはできないと考えています。</p>
<p>説明会で説明すべき最低の事項について明示する必要があると思います。</p>	<p>・説明会で説明すべき最低の事項について明示する必要があると思います。</p>	<p>・説明会で説明すべき最低の事項については、申請内容によって事前協議で指導するものとします。</p>
<p>「地元住民」及び「地元自治会」の定義を明示する必要があると思います。</p>	<p>・「地元住民」及び「地元自治会」の定義を明示する必要があると思います。</p>	<p>・「地元住民」及び「地元自治会」については、事前協議においてその対象を特定します。</p>

		<p>【理由等】</p> <p>「地元住民」や「地元自治会」の範囲が明確になっていないと、本条例の運用が効果的に行えないと思います。説明を受ける側が自分が本条例に基づいて説明を受けるべき者なのかどうなのかがはっきりしていないとトラブルの元です。</p>		
		<p>説明会開催の周知の方法について明示する必要があると思います。</p>	<p>・説明会開催の周知の方法について明示する必要があると思います。</p>	<p>・説明会開催の周知の方法については、特に明示はしませんが、確実に周知するものとします。</p>
		<p>また、報告すべき事項についても明示する必要があると思います。</p>	<p>また、報告すべき事項についても明示する必要があると思います。</p>	<p>・事前説明会の開催後に報告書の提出を義務付けており、説明会の概要に関する項目を様式として定めます。</p>
<p>(隣接土地所有者等の同意)</p>	<p>散骨場等の経営の許可申請をする前に隣接する土地所有者、地元自治会の同意を得ることとします。</p>	<p>同意の確認は同意書によることを明示する必要があると思います。</p> <p>【理由等】</p> <p>「地元自治会の同意」の場合、自治会の然るべき議決を経ずに代表者の判断だけで同意し、そのことが問題になる事例があります。同意書には、</p>	<p>・同意の確認は同意書によることを明示する必要があると思います。</p>	<p>・許可申請の際に同意書の添付を義務付けます。</p>

<p>議決した会議記録か自治会役員の副署があった方がよいと思います。</p> <p>それは、自治会の問題だと言わずに、わざわざ本条例を定めようとする程の案件ですから、行政側で誘導すべきだと思います。</p>		
<p>「地元住民」についても、「同意」を得る必要がある旨明示すべきだと思います。</p> <p>【理由等】</p> <p>自治会は強制加入ではありませんし、組織の同意と個人の同意とは自ずと次元が違いますので、個人についても同意をとるべきだと思います。</p> <p>経営者側の手間は増すだろうとは思いますが、本条例の趣旨に照らせば、「地元住民」の同意をえることは当然だと思います。また、「地元住民」と言った場合、戸単位（あるいは世帯主単位）ではなく、個人単位となるのは当然だと思います。</p>	<p>・「地元住民」についても、「同意」を得る必要がある旨明示すべきだと思います。</p>	<p>・「同意」に関しては、「地元自治会の同意」を削除し、「隣接する土地所有者の同意」と定めます。</p>
<p>同意を得られなければ許可</p>	<p>・同意を得られなければ許</p>	<p>・許可申請の際に同意書の添付を義務付け</p>

		申請を受け付けない旨を明示する必要があると思います。 【理由等】 条文の書き方によっては、自ずと自ずと同意がなければ許可申請を受け付けないことになりませんが、条文(案)がありませんので、念のために意見を言うものです。	可申請を受け付けない旨を明示する必要があると思います。	ます。
(許可の申請)	散骨場等の経営、変更又は廃止の許可申請及び許可書の交付について定めることとします	許可の有効期限（許可を得てから事業を開始するまでの有効期限）を明示する必要があると思います。 【理由等】 許可は、その時点における諸状況の中での許可ですので、許可を得てから相当年数を経て色々な社会状況が変化した時点でもなお有効であるというのは、せっかくの条例の趣旨が生かされない場合も出てくるのが考えられます。	・許可の有効期限（許可を得てから事業を開始するまでの有効期限）を明示する必要があると思います。	・許可申請書の様式において「工事着手予定年月日」及び「工事完成予定年月日」の記載を義務付けており、この期限厳守が基本となります。この期間を超えるような場合は、変更許可申請が必要となります。
(工事完了の届出等)	散骨場等の経営許可等に基づく工事が完了したときは、工事完了届			

	の提出と検査を受けることを義務付けることとします。			
(改善勧告)	許可基準、許可の条件等に違反した場合に改善勧告ができることとします。			
(改善命令)	改善勧告に従わない場合には、期限を定めて改善命令ができることとします。			
(許可の取消し)	改善命令を受けた者が命令に従わなかったとき又は偽りその他不正の手段で経営等の許可を受けたときは、許可の取消しができることとします。			
(使用禁止命令)	許可を受けずに散骨場等の経営を行っている者に使用の禁止を命令することができることとします。			

<p>(原状回復命令等)</p>	<p>許可の取消し、使用禁止命令を受けた者に原状回復その他必要な措置を命令することができることとします。</p>			
<p>(公表)</p>	<p>改善命令、使用禁止命令及び原状回復命令等に従わないときは、その旨を公表することができることとします。</p>	<p>公表のみならず、罰金を課す罰則規定を盛り込むべきだと思います。</p> <p>【理由等】 改善命令、使用禁止命令及び原状回復命令等に従わない事業者は悪質であることから、公表だけでは、現状回復が担保できません。罰金を課し、罰金の支払いに応じなければ裁判に持ち込むという体制を考慮しておく必要があると思います。</p> <p>*伊東市が原状回復の代執行ができるか否かがわかりませんので。</p>	<p>・公表のみならず、罰金を課す罰則規定を盛り込むべきだと思います。</p>	<p>・参考意見として承ります。 ・現時点におきましては、罰金を課す罰則規定を盛り込むことは考えていません。</p>